

# 令和6年大和市農業委員会第7回総会議事録

令和6年7月24日（水）午後4時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

9番 古木 恒樹 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

13番 古谷田 和子 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

## 2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎

次長 佐藤 祐介

主査 中川 雅美

主査 富田 規裕

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 日程第5 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出  
について
- 日程第6 報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の  
届出について
- 日程第7 報告第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第8 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用  
地利用集積計画について
- 日程第9 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規  
定による農用地利用集積等促進計画について

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出につい  
て
- 報告第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積  
計画について
- 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農  
用地利用集積等促進計画について

午後 4 時 0 0 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 7 月大和市農業委員会第 7 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、7 番、富澤克司委員、8 番、田邊義之委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、令和 6 年大和市農業委員会第 7 回総会資料をごらんください。こちらの 1 ページをお開きください。諸報告になります。

6 月 28 日、神奈川県農業会議第 55 回通常総会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

同日、やまと産業フェア 2024 第 2 回実行委員会が開催され、田邊委員が出席されました。

7 月 10 日、かながわ農業委員会女性協議会・第 13 回総会が横浜市で開催され、古谷田委員、渡邊委員が出席されました。

7 月 17 日、第 100 回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

県許可等の状況でございます。

令和 6 年第 5 回総会、議案第 9 号、下和田における農地保全施設について、及び議案第 10 号の仮設作業ヤードについて、及び裏面の議案第 11 号の所有権移転許可申請につきましては、いずれも、令和 6 年 6 月 21 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等何かございますか。

田邊委員。

○田邊委員 6 月 28 日にやまと産業フェアの実行委員会が開催され、出席してきまし

た。内容としましては、ポスターのデザインの選定を行いました。

私からは以上になります。

○議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、私から少しご報告させていただきます。

6月28日、神奈川県農業会議第55回通常総会に出席しました。議案は全て承認されましたけれども、役員を臨時理事会で決めるということになりました。持田会長、平本副会長は留任し、新たに湘南地区農業委員会連合会会長であります齋藤さんが副会長に決定いたしました。

それから、7月17日、第100回の常設審議委員会に出席したのですが、ちょうど100回ということで、平成28年でしたか、法等が変わって1回目がスタートして以来、ちょうど100回目になったということで、この会議は、後ほど第5条に基づく諮問が2つほどあったのですが、●●農業委員会の兼業資材置き場だったのですが、こちらは、使われる方の使い方とかリサイクルとかいろいろな案件がはっきりしないところがあったので、一応保留になっています。

それから、●●農業委員会の駐車場の転用があったのですが、これは全て許可となりました。

また、8月21日に、知事への来年度の要望、農地の利用最適化推進計画と予算の意見等の要望の取りまとめと内容説明がありましたので、来月、その要望に行くことになっています。終わった後、先ほどお話ししたように、ちょうど100回記念と、新副会長になられた齋藤さんが、叙勲を受けられまして、記念の祝賀会と100回記念をということで、そちらに出席しました。この方は、農業会議の中で長年やられたということで叙勲を受けられた、初めての叙勲だということでございます。

以上でございます。

そのほか、よろしければ、本件は報告案件につきまして、以上をもって終結い

たします。

○議長 日程第3、報告第26号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第26号についてご説明いたします。

議案書の1から2ページの2件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、受付番号1番については、報告第30号、受付番号2番と関連していません。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を集結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第27号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第28号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第6、報告第29号、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明します。

報告第27号については議案書3ページの2件が、報告第28号については議案書4ページの5件が、報告第29号については議案書5ページの1件がございます。案内図は総会資料の4から7ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 確認といいますか、28号の5番ですが、いわゆる相続で売却処分をされたということだと思います。そういうことで、こちらの件はこれで全て相続部分の処理を済まされたのかどうか、念のために確認させてください。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、市街化区域についての届出がございまして、こちらのご所帯のほうでは、まだ調整区域にも農地をお持ちですので、そちらのほうのお話はこれからになってくるのをお待ちしている状態です。

○議長 ほかございませうか。長谷川委員。

○長谷川委員 報告第28号、議案書4ページの1番、資料は5ページのNo.1ですけれども、これは一般住宅に供するということで転用するということですが、接道要件は、図面を見る限り、畑なのか、どこまでがいわゆる道になっているのか判然としないのですが、どのようになっているのか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 資料5ページ、受付番号1番の地図をごらんください。132番4、132番5の右側が細長く道路の筆になっていますので、これを北側に上がる中で位置指定の道路を入れて、全部で7区画分譲すると聞いています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 位置指定の部分にしても、これは道としては、どこまでが道になっているのでしょうか。どこまでが道ということにしないと、また、南側の畑のほうを道路として分筆するか何かで転用されてしまうのかな、どのように接道するのかというのがあるのですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 具体的に言いますと、地図の月極駐車場の右側から北上する形で、一番上に●●さんというお家があると思うのですけれども、そちらの横まで道路が入っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、そこからさらにこの中を開発するような形で宅地として使うというような認識でよろしいのでしょうか。

- 議長 事務局。
- 事務局 詳細な図面はお預かりしていないのですけれども、聞き取った中では、そのように伺っています。
- 議長 ほかございますでしょうか。田邊委員。
- 田邊委員 報告第29号の使用貸借の関係についてですけれども、借主と貸主の関係性を披露していただければ幸いです。
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 貸す側は義理の父で、借りる側が義理の息子の関係です。
- 議長 よろしいですか。  
木村委員。
- 木村委員 同じ場所ですけれども、今、関係は義理の父と義理の息子ということで、それはわかりました。あと、この使用貸借ですけれども、2階建て1棟、一般住宅ということになっていますが、これは土地だけの使用貸借なのか、あるいは建物付の貸借なのか、その辺、確認させていただきたいと思います。
- 議長 事務局。
- 事務局 建物までとは伺っていないのですけれども、こちらとしては、土地だけと認識しています。
- 議長 木村委員。
- 木村委員 ということは、土地を借りて、借りる義理の息子が自分で家を建てるということでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 推測ですけれども、恐らくそういった形で建てていらっしゃるかと思われま  
す。
- 議長 ほか、よろしいですか。  
(発言者なし)
- 議長 それでは、質疑を終結いたします。  
本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。
- 議長 日程第7、報告第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

受付番号1について、事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第30号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書の6ページをごらんください。総会資料は8ページとなります。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営を行っていました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地はキュウリ、トマト、ナスなどの露地野菜を栽培しており、良好に肥培管理がなされております。ついては、6月19日に、古木委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長　次に、受付番号2について、事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、続いて受付番号2番についてご説明します。議案書の6ページをごらんください。総会資料は9ページです。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営を行っていました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は果樹を栽培しており、良好に肥培管理がなされております。ついては、6月11日に渡邊委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いします。

受付番号1について、古木委員、お願いします。

○古木委員　6月19日に、私と事務局とで現地にて相続人と立ち会って現地確認をしました。事務局の説明どおり、納税猶予に対して意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上でございます。

○議長　次に、受付番号2について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員　6月11日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地確認をしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関して意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。



以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 細かいことで恐縮ですが、資料の8ページ、報告第30号の1番の地図を拝見しますと、地図記号のほうは田になっているのですが、これ現在は、地図が古いということで、今は畑の認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 営農はどちらも畑となっております。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」によりまして、「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、受付番号1の質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

受付番号1について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第17号、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は10から11ページになります。

大和市長から、令和6年7月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,123㎡です。借人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権の設定をうける者の欄、貸人の住所、氏名は、議案書表中の利用権を設定する者の欄に記載のとおりです。令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間、使用貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具については実家から借用し、現在、4,149.15㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

す。令和6年7月10日に保田委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上です。

○議長 次に、受付番号2については、事務局、富田主査、説明をお願いします。

○事務局 受付番号2についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は12、13ページになります。

大和市長から、令和6年7月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,000㎡です。借人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権の設定をうける者の欄、貸人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権を設定する者の欄に記載のとおりです。令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具を所有しており、現在、7,857㎡を営営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者1名で農業経営を行っております。令和6年7月12日に萩窪委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1番について、保田委員、お願いします。

○保田委員 7月10日に私と事務局とで現地へ赴き、貸人家族及び借受人とお会いし、確認いたしました。現地は多少荒れてはありましたが、管理されていることはうかがうことができました。この状況ですので、貸し付けることに関しては問題ないと考えられます。

以上です。

○議長 次に、受付番号2について、萩窪委員、お願いします。

○萩窪委員 受付番号2番について、7月12日に事務局と現地へ赴き、貸人の家族及び借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、貸し付けるこ

とに問題はないと思います。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

ここで、受付番号1の質疑に入る前に、暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 では、再開します。

これより、受付番号1の質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 質疑といたしますか、基本的な確認で申しわけないですけれども、いずれも新規ということで、1については使用貸借、2については賃貸借ということで、それぞれ1年と3年となっているわけですが、それはわかります。ただ、この中で、使用貸借権と賃貸借権がそれぞれ設定されています。これは、貸主のほうでどちらにするか決められると思うのですけれども、設定すると思うのですが、その辺の主な理由として、通常どのような理由で、うちは使用貸借にしたい、うちは賃貸借にしたい、また、年数にしてもね、その辺、基本的な質問、これは毎回といたしますか総会の都度このケースは出てきておりますので、念のために再確認の意味で質問させていただきます。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおり、貸す側が主にご希望されて、賃料のほうは設定されていません。

参考に、毎年1月に農業委員会のホームページでも、前年度の賃借権が発生した際の平均の単価を1,000㎡当たり幾らという形でお示ししているのですけれども、この金額もお伝えした上でお決めいただいている状況です。

期間については、基本的には、新規で始める場合は1年をお願いしているのですけれども、どういうご状況で農業をやっているかということがお互いはっきりしていって、双方、ご希望があれば、3年からスタートということもあり得ます。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。いずれにしても、貸主の状況で賃貸借を設定するか、使用貸借か、それはほとんど貸主の意向で決まってくるということですね。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりです。

○議長 ほか、ございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 議案第17号の1番ですが、資料10ページの地図を拝見しますと、大和市と●●市の行政境にまたがっている土地になると思うのですが、議案書の1, 123㎡というのは、大和市側に入っている面積だけなののでしょうか、それともこの斜線部分を全部含めてこの面積なののでしょうかというのが1つと、大和市側では市街化調整区域に入っているということですが、●●市側に関しても、これは市街化調整区域に入っているものなのか。それと、これは●●市のほうでも農業委員会での許認可が必要になってくるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 大変申しわけないですが、地図のソフトの都合で市境の線が若干ずれております。筆が全部まるっと大和市内に入っておりますので、ちょっと誤解がある表現で大変恐縮ですが、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 ほかによろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 再開いたします。

これより受付番号２の質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。いかがですか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、受付番号２について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号２は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第９、議案第１８号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９号第２項の規定による農用地利用集積等促進計画についてを議題に供します。

事務局、お願いします。

○事務局 まず、初めての議案となりますので補足説明をいたします。

これまで調整区域内農地の貸し借りの方式は２つあり、１つは、先ほどの議案第１７号のように、所有者と耕作者が直接相対で賃借する方式で、もう１つは農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から借りて、耕作者に貸し付ける方式です。

令和５年度に法改正があり、相対による賃借についても引き続き可能となっておりますが、一定の経過措置期間を経た中で、基本的には農地中間管理機構が所有者から借りて、耕作者に利用させる方式が主となることになりました。

今回は、新規就農希望者が農地中間管理機構の管理する農地の利用を求めてきた中で、法改正後の新たな手続の流れとして農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づき、農地中間管理機構が当該農地の利用について、市に対して農用地利用集積等促進計画の提出を求めてまいりました。それを受け、中間管理機構の求めに応じて市が作成した計画について、市農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

それでは、議案第１８号についてご説明いたします。新規の案件でございます。

議案書 8 ページ、資料は 14 から 15 ページになります。

大和市長から、令和 6 年 7 月 9 日付で農用地利用集積等促進計画について諮問を受けています。当該地は、農地中間管理機構が平成 28 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日の 10 年間、中間管理権を取得し農業者に配分しておりましたが、令和 6 年 3 月 31 日に、高齢のため継続できないという理由で合意解約がされ、借受人が不在となっております。

今回の計画における期間は、令和 8 年 2 月末までとなっているのは、中間管理機構が所有者から現在借り受けている期限に合わせることに由来します。賃貸借権を設定する土地の面積は 997 m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名は、議案書表中の権利の設定を受ける者の欄、借人の住所、氏名は、議案書表中の権利を設定する者の欄に記載のとおりです。令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 1.5 年間、賃貸借権を設定して、ビニールハウスを設置し、多肉植物を栽培する計画です。借人は、多肉植物の育成、販売を行う大分県の農業法人において、去年 4 月から 1 年間の研修を受け、今年 3 月に卒業したもので、同法人の福島県の施設においても、昨年 9 月から今年 8 月末までの 1 年間研修を受けております。ビニールハウスや栽培ベンチ等の設備以外の生産用資材を一式所有しており、今回、新規の就農となります。当面は、農業経営者 1 名で農業経営を行う予定です。

令和 6 年 6 月 5 日に面接を行い、聞き取りし、まずは、ビニールハウス数を 2 棟設置し、今後増設する計画であることから、農地全てを効率的に利用することが判断でき、品目が多肉植物で、ほぼ毎日手を入れなければならない性質上、常時従事するということが判断できました。

地域との調和要件については、西側隣地は植木のビニールハウス、北側隣地は露地畑ですが、それぞれの所有者と面会し、問題ないことを確認しております。

これら、借人として問題ないことを確認した上で、令和 6 年 7 月 16 日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人と現地確認等を行いました。以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進にかかわる法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

なお、新規就農希望者に対しては、事務局、農政課において要件があると判断された場合に、今後は、最終確認として農業委員複数名との面談の実施を行い、借人として問題がないか必ず確認をしていきたいと考えています。本件の面接は、地区担当の木村委員及び施設、花卉の実績のある長谷川委員にご協力をいただきました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。  
木村委員。

○木村委員 それでは、ただいま事務局から紹介ありましたように、農政課におきまして、借人に新規就農の要件があると判断した上で実施したということで、6月5日に、私と、先ほど事務局からありましたように長谷川委員と2人で市役所で面接させていただきました。そのときに借人から経緯や研修の内容、今後の経営計画、農業に関する意欲などを聞き取りました。新規就農する意思を確認させていただきました。借人として問題はないと思います。

また、7月16日に、先ほど事務局が言われましたように、現地へ参りまして、借人とお会いし、今後の営農計画などをさらに聞き取り、現地確認をいたしました。先ほどお話がありましたように、現地は中間管理機構が管理しており、貸し付けることに問題ないと思っております。

なお、この14ページの写真を見ていただきますと、この写真では雑草が繁茂している状態になっておりますけれども、7月24日、今日現在は、草刈りが中間管理機構のほうでされたようで、きれいになっております。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。  
遠藤委員。

○遠藤委員 わかる範囲で確認でお聞かせいただきたいのですが、新規就農ということでいろいろハードル等あるかと思うのですがけれども、大和市に限らず、神奈川県でも新規就農で支援事業とかが行われているとは思いますが、そういうも

のの利用については、この方はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 認定新規の要件としては年齢が過ぎていらっしゃる方ですので、今回は自己資金を持って入ってこられる方です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 私も温室を所有しているところもあるので、管理をする上で、恐らく長期の使用をご希望されていると思うのですが、ハウスを建てるという計画の中で、どの程度のハウスかわかりませんが、自己資金で全てやるというお話のようですが、そこら辺の経済的なものは問題ないのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回設置予定のビニールハウスですが、いわゆる蒲鉾型のビニールハウスで2連結のものを20m程度の長さで入れるということですが、形態としては、購入ではなくレンタルで導入されるそうです。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 1点だけ確認したいのですが、今回こちらの土地の所有者の方ですが、多分共同所有されていると思うのですが、契約期間満了後、継続するような意向はあるのかどうかお聞かせ願えればと思います。

○議長 事務局。

○事務局 農業会議のほうが入っていて、そのことについても確認されていると伺っています。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画について採決いたします。

本件を諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)



○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年7月大和市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

午後4時45分 閉会